随意契約理由書

工事名 : 堺泉北港 汐見沖地区 埠頭保安設備改良工事

本設備は、堺泉北港及び阪南港の国際航海船舶が寄港する港湾施設15区域に設置した侵入検知設備や監視装置で構成された設備であります。

埠頭保安設備は、「海上における人命の安全のための条約(SOLAS条約)」及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律(国際船舶・港湾保安法)」に基づき設置しており、常時当該設備の機能を確実に保持する必要があります。

本工事は、老朽化により不具合が発生する恐れのある監視カメラ設備を更新し改良を 図るものであります。

埠頭保安エリアにおける侵入監視装置、センサー、監視カメラ設備およびこれら設備によって構築された埠頭保安システムは、侵入者によってセンサーが反応すれば侵入監視装置を介して監視カメラ設備が該当するエリアへ自動旋回するなど、各設備が一体不可分なネットワークで接続されているとともに、製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されており、いわゆる汎用のシステムではなく、当該エリア用に設計、製作されたものです。

よって、本工事を施工するには、当該設備のシステム・機器等の特殊な構造や制御回路を熟知しており、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識を有するなど、特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該システムの設計、製作、据付を行った 松下電器産業株式会社から事業継承したパナソニックコネクト株式会社以外にいない ことから、同社現場ソリューションカンパニー西日本社より見積を徴取することとし、 その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号(特定の者でなければ履行できないもの)の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。